平成 24 年 6 月 29 日

各　位

会　社　名　　株式会社東理ホールディングス
コード番号　（5856）上場取引所　東証第２部
代表者名　　代表取締役社長　　福村　康廣
問合せ先　　常務取締役　　忍田　登南
Ｔ Ｅ Ｌ　　（03）3548-1014

平成 24 年３月期 有価証券報告書提出遅延および 当社株式監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は、「平成 24 年3月期有価証券報告書」について、金融商品取引法第 24 条第1項に定める提出期限（平成 24 年7月２日）までに提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 有価証券報告書の提出遅延理由

当社は、平成 24 年3月９日より社内調査委員会にて調査を行っておりました。その後、当社は、平成 24 年5月 18 日に調査報告書を受領いたしましたが、調査結果等を踏まえ過年度の貸倒引当金計上時期等について、訂正すべきと判断いたしました。

当社は、監査法人からの金融商品取引法第 193 条の2第1項及び第2項に基づく監査報告受領に向け鋭意努力しております。しかしながら、当社は監査人と協議した結果、過年度（平成 20 年3月期、平成 21 年3月期および平成 22 年3月期）の訂正監査および平成 24 年3月期の監査を並行して実施しているものの、当該訂正が生じる期間に当社の監査人ではなかった、現任の KDA 監査法人が担当しており、該当期間についての全面的な監査が必要となるため、作業に時間を要しています。 訂正については、平成 24 年 3 月期の財務数値に重大な影響を及ぼすものではないと認識していますが、24 年 3 月期有価証券報告書の提出については、過年度の訂正有価証券報告書と共に提出することが適切と判断しました。このため監査証明の提出期限までに訂正監査業務等が終了しない見込みであり、金融商品取引法第 24 条第1項に定める平成 24 年7月２日までに平成 24 年3月期有価証券報告書の提出ができない見込みであります。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程施行規則第 605 条第1項第 13 号aにより、金融商品取引法に定める提出期限までに有価証券報告書を提出できる見込みのない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。

当社株式につきましては、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、本日から監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

3. 今後の見通し

（1）過年度の決算短信および有価証券報告書等の訂正については、平成 24 年7月末を目処に提出をする予定であります。

（2）平成 24 年3月期有価証券報告書につきましても、平成 24 年7月末を目処に提出を行う予定であります。

株主、投資家および取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

(参考) 平成 24 年5月 31 日 「社内調査委員会調査報告書についての検討結果等に関するお知らせ」

以上